

## 会費規程

(平成24年4月13日規程第2号)

(目的)

**第1条** この規程は、日本組織内弁護士協会定款第12条に基づき、会費の金額及び必要な事項を定める。

(規則への委任)

**第2条** 会費の金額及び収納等の必要な事項は、規則でこれを定める。

## 附則

**第1条** この規則は、平成24年4月13日から施行する。